

社会保障審議会障害者部会・報告の概要

◎ 障害者自立支援法施行後 3 年の見直しで対応すべき事項、及び今後更に検討していかなければならない事項について取りまとめ。

※ 今後とも、実施状況や取り巻く環境の変化を踏まえて見直していく。

(見直しに当たっての視点)

- ① 障害者にとってより良い制度となるかどうかという「当事者中心に考えるべきという視点」
- ② 障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにするという基本理念の下、「障害者の自立を更に支援していくという視点」
- ③ 安定的なサービス提供体制の確保という観点も考慮しながら、不都合については改善を図り、「現場の実態を踏まえて見直していくという視点」
- ④ 障害者の自立を国民皆で支え、共生社会を実現していくために、「広く国民の理解を得ながら進めていくという視点」

1. 相談支援

- 地域の相談支援体制の強化や質の向上。相談支援の拠点的機関の設置。
- サービス利用計画作成の対象者をすべての障害者に拡大するとともに、ケアマネジメントに基づいて市町村が支給決定する仕組みを導入。
- 自立支援協議会の法律上の位置付けを明確化。

2. 地域における自立した生活のための支援

① 地域での生活の支援

- 地域移行に向けた計画的な支援を充実するとともに、地域生活移行を支援するため、緊急時に対応できる 24 時間のサポート体制を充実。
- グループホーム等について、夜間支援等を充実。身体障害者を対象に。

② 就労支援

- 就労移行支援事業・就労継続支援事業の充実、工賃倍増計画の推進、官公需の優先発注等により、障害者の就労支援を推進。

③ 所得保障

- 障害基礎年金の水準の引き上げ等については、社会保障制度全般の議論との整合性や財源の確保なども含め、検討すべき。
- 住宅費は、高齢者や母子施策との整理も必要であり十分な検討が必要。他方、地域移行という観点から必要となる費用の支援について検討すべき。

3. 障害児支援

- 障害児の施設は、多様な障害の子どもを受け入れられるよう一元化するとともに、保育所等への巡回支援の機能を充実。
- 放課後や夏休みの支援のため「放課後型のデイサービス事業」を実施。
- 入所施設について、満 18 歳以降は障害者施策で対応するよう見直し。支援の継続性や、重症心身障害児・者の児者一貫した支援に十分に配慮。

4. 障害者の範囲

- 発達障害や高次脳機能障害が、法の対象に含まれることを明確化。
- 難病等への支援をどのような制度体系で行うかは、今後更に検討。

5. 利用者負担

- 利用者負担の在り方は様々な意見があり、今後とも更に検討が必要だが、現在の利用者負担の仕組みについて、所得に応じてきめ細やかな軽減措置が講じられていることについて、国民に明確にしていくことが必要。
- 特別対策等による負担軽減は、平成 21 年 4 月以降も更に継続して実施。
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算して軽減する制度を検討。自立支援医療との合算は、医療保険制度との関係等を含め、今後更に検討。
- 心身障害者扶養共済給付金の収入認定時の取扱いや、利用者負担軽減の際の資産要件の見直し等について、検討が必要。

6. 報酬

- 障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定等のため、平成 21 年 4 月に報酬改定を実施。

7. 個別論点

① サービス体系

- 「日払い方式」を維持しつつ、事業者の安定的な運営が可能となるよう報酬を見直

し。利用者が欠席した場合等においても体制を整えていることなどにも着目して、報酬改定等において必要な措置。

- 旧体系の施設が新体系へ移行する際、安定的に運営できるよう、報酬改定等において更に配慮。

② 障害程度区分

- 身体障害、知的障害、精神障害各々の特性を反映するよう抜本的に見直し。実際に行われている支援の実態に関する調査を早急に実施。
- 障害者支援施設の入所の要件について、重度の者という基本的考え方を維持しつつ、障害程度区分が低い者であってもケアホーム等での受入れが直ちに困難な者は、一定の要件の下で利用できるようにすべき。
- 旧法の施設に入所していた者の継続入所は、平成24年4月以降も継続。
- 訪問系サービスの国庫負担基準は区分間合算とともに継続しつつ、重度の者に配慮しながら額を見直し。小規模な市町村への財政的な支援を検討。

③ 地域生活支援事業（統合補助金）

- 重度の視覚障害者の移動支援などを、自立支援給付とすることを検討。
- 小規模作業所の移行のため、地域活動支援センターについて、より少人数での活動形態を検討すべき。

④ サービス基盤の整備

- 福祉人材確保指針に基づく取組を進めるとともに、適切な給与水準を確保するため、適切な報酬を設定。
- 中山間地等のサービスを確保するため、報酬上の加算措置、多機能型事業所の人数要件の緩和、小規模施設への配慮を検討。

⑤ 虐待防止・権利擁護

- 障害者の虐待防止について、現行法に基づく取組とともに、虐待防止法制を検討。
- 「成年後見制度利用支援事業」等の活用を進める。

⑥ 精神保健福祉施策の見直し

- 精神科救急医療体制や、市町村、保健所、精神保健福祉センターの相談支援体制を充実。精神保健福祉士の養成の在り方等を見直し。

⑦ その他

- 障害者の権利に関する条約の批准に向けて検討が進められるべき。

平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定について

平成19年12月与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム及び平成20年12月社会保障審議会障害者部会報告書において「障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、平成21年4月に障害福祉サービス費用の額（報酬）の改定を実施」とされたところ。

平成21年度障害福祉サービス報酬改定（+5.1%）

①良質な人材の確保

福祉・介護人材の確保が困難な現状を改善するために、専門性のある人材の評価を高めること等を通じ、良質な人材の確保を推進する。

②サービス提供事業者の経営基盤の安定

利用者へのサービス提供基盤を確保するために、サービス提供事業者の経営基盤の安定を図るための措置を講じる。

③サービスの質の向上

重度者への対応を含め、障害特性へのきめ細かな配慮や医療的なケアへの対応など、障害福祉サービスの質の向上を図る。

④地域生活の基盤の充実

グループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実など、各サービスの地域生活支援機能を高める。

⑤中山間地等への配慮

厳しい経営環境にある小規模事業所や中山間地域等の訪問系のサービス提供事業所について配慮する。

⑥新体系への移行の促進

新体系への移行をより一層促進するために、就労継続支援事業における支援体制の充実を図るなど、新体系への円滑な移行のための環境を整備する。

○ 平成21年4月の障害福祉サービス報酬改定について

平成19年12月の与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書及び平成20年12月社会保障審議会障害者部会報告書において、「障害福祉サービスの質の向上、良質な人材の確保と事業者の経営基盤の安定のため、平成21年4月に障害福祉サービス費用の額（報酬）の改定を実施」とされたところである。

こうした状況を踏まえ、平成21年度予算案において、障害福祉サービス報酬改定について、プラス5.1%の改定を行い、①良質な人材の確保、②サービス提供事業者の経営基盤の安定、③サービスの質の向上、④地域生活の基盤の充実、⑤中山間地域等への配慮、⑥新体系への移行の促進等を柱とした報酬改定を行うこととしている。

平成21年度障害福祉サービス報酬改定に伴う報酬告示及び基準省令の改正、各サービス事業者等の請求支払いシステムの変更等については、可能な限り早急に逐次、情報提供等を行う予定であるので、各都道府県におかれても、市町村や関係団体等への情報提供方よろしく願います。

障害福祉サービスについては、各都道府県において事業所の指導等を行っていただいているところであるが、一部の事業者における不正受給や利用者への虐待等の不祥事の報告がなされているところである。については、管内の障害福祉サービス事業者に対する指導監督に万全を期されたい。